

# 国立国会図書館



特集 国会と国民をつなぐ—調査及び立法考査局  
憲法とは—専門調査員に聞く

特別企画 阿刀田高インタビュー

本と読書の曲がり角—ふたたび図書館の現場から 第2回

2014.2  
No. 635

# 国立国会図書館利用案内

## 東京本館

所在地 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話番号 03(3581)2331  
利用案内 03(3506)3300(音声サービス)  
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>  
利用できる人 満18歳以上の方  
ただし、満18歳未満の方には、個別に相談に応じています。詳しくはホームページをご覧ください。  
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。  
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)  
おもな資料 和洋の図書、和雑誌、洋雑誌(年刊誌、モノグラフシリーズの一部)、和洋の新聞、各専門室資料

### サービス時間

開館時間	月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00 ※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。	即日複写受付	月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00
資料請求受付★	月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00 ※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。	後日郵送複写受付★	月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30

★登録利用者限定のサービスです。

■見学のお申込み／国立国会図書館 利用者サービス部 サービス運営課 03(3581)2331 内線25211

## 関西館

所在地 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3  
電話番号 0774(98)1200(音声サービス)  
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>  
利用できる人 満18歳以上の方  
ただし、満18歳未満の方には、個別に相談に応じています。詳しくはホームページをご覧ください。  
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。  
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)  
おもな資料 和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料(図書、雑誌、新聞)、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

### サービス時間

開館時間	月～土曜日 10:00～18:00	即日複写受付	月～土曜日 10:00～17:00
資料請求受付★	月～土曜日 10:00～17:15	後日郵送複写受付★	月～土曜日 10:00～17:45
セルフ複写受付	月～土曜日 10:00～17:30	★登録利用者限定のサービスです。	

■見学のお申込み／国立国会図書館 関西館 総務課 0774(98)1224 [直通]

## 国際子ども図書館

所在地 〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49  
電話番号 03(3827)2053  
利用案内 03(3827)2069(音声サービス)  
ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>  
利用できる人 どなたでも利用できます。  
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。  
休館日 月曜日、国民の祝日・休日(5月5日こどもの日は開館)、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)  
※第一・第二資料室は、休館日のほか日曜日に休室します。メディアふれあいコーナーと本のミュージアムは、行事等のため休室することがあります。  
おもな資料 国内外の児童図書・児童雑誌、児童書関連資料

### サービス時間

開館時間	火～日曜日 9:30～17:00	※1階子どものへや、世界を知るへや、3階メディアふれあいコーナー、本のミュージアムの利用時間は、開館時間と同じく9:30～17:00です。		
第一・第二資料室の利用時間	閲覧時間	火～土曜日 9:30～17:00	資料請求受付	火～土曜日 9:30～16:30
複写サービス時間	即日複写受付	火～日曜日 10:00～16:00	後日郵送複写受付	火～日曜日 10:00～16:30
	複写製品引渡し	火～日曜日 10:30～12:00 13:00～16:30		

■見学のお申込み／国立国会図書館 国際子ども図書館 03(3827)2053 [代表]

## CONTENTS

- 02 生まれながらの調停者 安達峰一郎と常設国際司法裁判所  
今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から
- 04 特別企画 阿刀田高インタビュー  
本と読書の曲がり角—ふたたび図書館の現場から  
第2回 高い民度を求めて
- 11 特集 国会と国民をつなぐ—調査及び立法考査局  
12 憲法とは—専門調査員に聞く  
17 読むと国政がわかる！—調査及び立法考査局の刊行物  
20 ウェブで調べる！国会情報  
22 議会官庁資料室で調べる
- 28 ようこそ、心躍るひとときへ—蘆原英了コレクションの世界—  
2. シャンソン

- 25 館内スコープ  
資料の海から最適な情報を オーダーメイドの調査報告

- 26 本屋にない本  
○『サークル誌の時代 労働者の文学運動1950-60年代  
福岡 2011年福岡市文学館企画展』  
○『風雪の百年 チッソ株式会社史』

- 32 NDL NEWS  
○法規の制定  
○国立情報学研究所（NII）、科学技術振興機構（JST）、  
国立国会図書館（NDL）の3機関長による会談  
○平成25年度国立国会図書館長と大学図書館長との懇  
談会

- 34 お知らせ  
○消費税率の引上げに伴う複写料金等の取扱いについて  
○雑誌記事索引がOCLCを通じて利用できるようになりました  
○平成25年度の利用者アンケートの結果を公表しました  
○新刊案内 国立国会図書館の編集・刊行物



# 生まれながらの調停者 安達峰一郎と常設国際司法裁判所

樋山 千冬

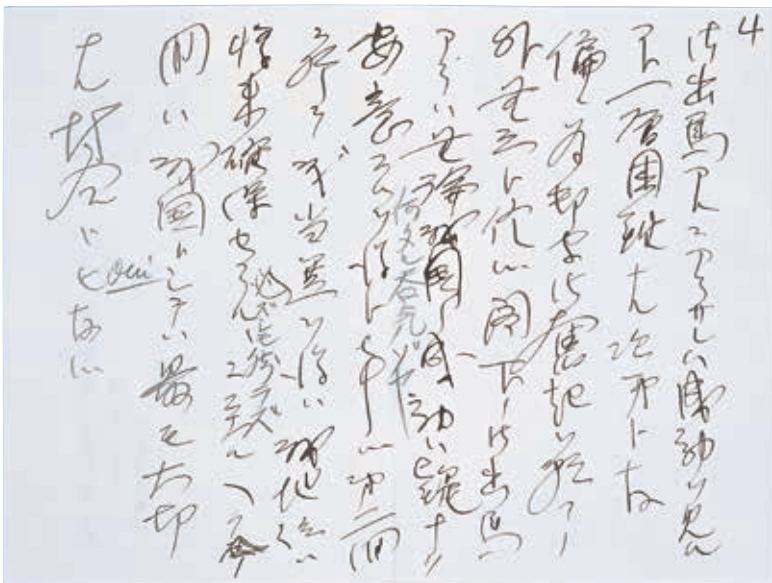


左：【写真1】  
安達峰一郎関係文書類の部1158  
<東京本館憲政資料室所蔵>  
1915年10月1日、サンフランシスコで開かれていたパナマ太平洋万国博覧会のスタジオで作製されたもの。当時安達はメキシコ公使を務めていた。

下：【写真2】  
安達峰一郎関係文書類の部706-3  
<東京本館憲政資料室所蔵>



【写真3】写真2左上（拡大） ※写真2の資料は、マイクロフィルムでのご利用となります。



このシルエット【写真1】は、ある戦前の外交官のもので。ポーツマス講和会議、パリ講和会議や国際連盟といった外交の第一線で活躍したのち、「常設国際司法裁判所」の所長を務めた安達峰一郎（1869-1934）です。

領土問題の解決手段として、最近時々名の挙がる「国際司法裁判所」という機関があります。この国際司法裁判所には前身といえる機関がありました。それが第一次世界大戦後の1922年に設立された常設国際司法裁判所です。

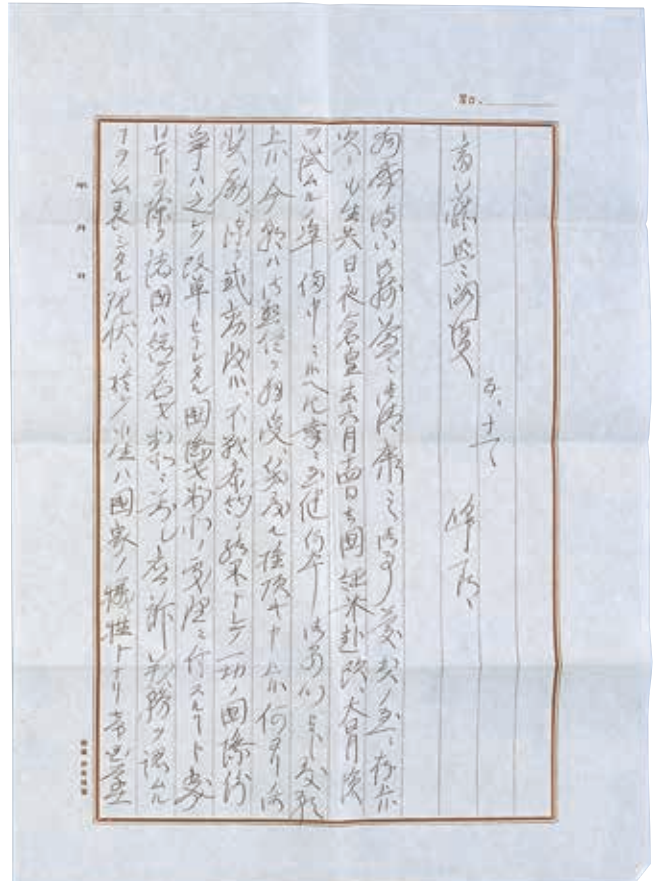
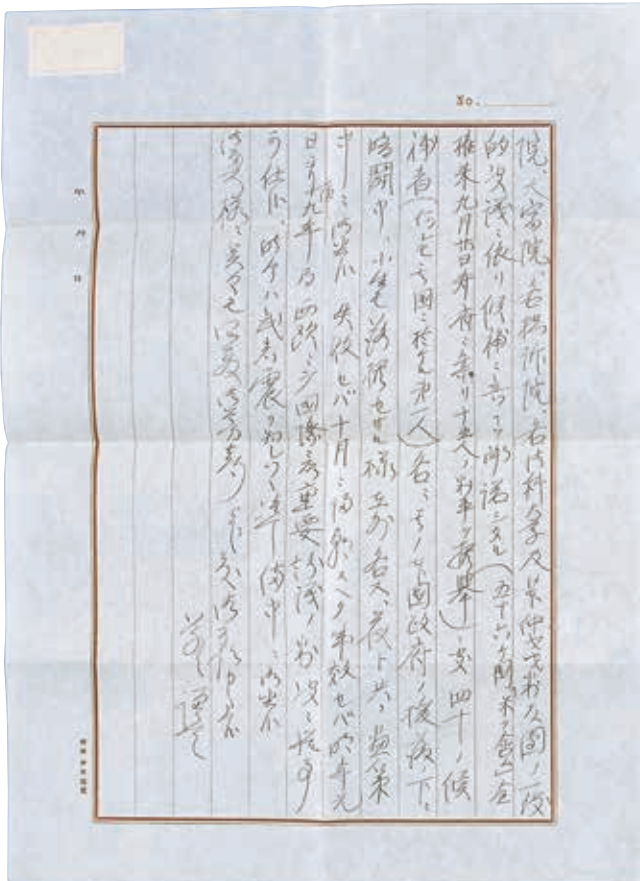
常設国際司法裁判所の判事は、世界各国の候補者から選挙されました。第一次世界大戦の反省をふまえて理想主義的な雰囲気の中で創設された裁判所でしたが、いったん判事選挙となれば国家同士が激しい選挙戦を繰り広げたのです。

【写真2】は1929年末、安達の知己で、翌年1月から開かれる海軍軍縮会議の日本全権団の一員としてロンドン滞在中だった山川端夫（1873-1962）から、判事に立候補することになっていた安達に送られた手紙です。

安達は、山川の「閣下ノ御出馬アラハ無論我国ノ成功ハ疑ナク」の言葉には「何タル呑気ゾヤ」と、「我地位ハ将来確保セラルル」に対しては「必ズシモ然ラズ」と、辛辣ともいえるコメントを直に書き込んでいます【写真3】。手紙を送った山川が安達を激励するつもりであったことは明らかでしょう。しかし、国家の利害が互いに衝突する外交のリアリズムを目の当たりにしてきた安達には、励ましの言葉でさえ楽観的に過ぎると映ったのかもしれませんが。1930年5月、斎藤実（1858-1936、第30代首相）に書き送った私信の中で安達は、判事の候補者たちがそれぞれ「本国政府ノ援護ノ下ニ暗闘中」と述べています【写真4】。

厳しい選挙戦を乗り越え、1930年9月、安達は第一位で当選を果たします。1931年1月には判事の互選により所長となりました。

老練な外交官であった安達ですが、常設国際司法裁判所を国家間の権力政治の道具にさせまいと考えていたようで



参考文献：  
 ●横田喜三郎「国宝的存在の安達博士」『世界の良心 安達峰一郎博士』 安達峰一郎記念館 1969 pp.11-28 <請求記号 GK32-H15>  
 ●『安達峰一郎、人と業績』 安達峰一郎記念財団 2009 <請求記号 GK32-J9>  
 ●Jones, Dorothy V. *Toward a just world : the critical years in the search for international justice.* University of Chicago Press 2002 <請求記号 A75-B12>

す。所長の就任演説では、常設国際司法裁判所を「法に基づく平和という理念の具現化」を目指すものだとして明確に述べています<sup>1</sup>。東京帝国大学で国際法を学び、1920年に国際連盟理事会から法律家諮問委員に任命されて常設国際司法裁判所規程の起草に携わった安達は、国際紛争を司法的に解決する機関としての裁判所の理念の重みをよく理解していたはずで、この演説で、理念の実現に向けた決意のほどを示したのです。

安達は3年間にわたり所長の地位にあって、東部グリーンランド事件の裁判（デンマーク対ノルウェー、1933年4月5日判決）などに携わりました。「生まれながらの調停者」と呼ばれることさえあった安達は<sup>2</sup>、国際情勢に通じていただけでなく、その穏やかな態度と国際法の見識によって、他の判事たちや各国の法律家から信頼を勝ち得たといえます。

1932年に刊行された常設国際司法裁判所の10年間の活

動をまとめた図書の序言において安達は、裁判所の役割は未来を見据えることにあり、10年は国際機関の存続期間としては短すぎると述べています<sup>3</sup>。当時、次第に緊張を強めていた国際情勢の中で、裁判所が活動を続けていくことの困難さを見ていたのかもしれませんが。

安達は、1934年に判事の職にあったままオランダで客死し、常設国際司法裁判所は第二次世界大戦によって機能を停止してしまいます。しかし常設国際司法裁判所は、1945年に設立された国際司法裁判所に実質的に受け継がれ、常設国際司法裁判所で生み出された法概念は、現代の国際裁判においてもなお重要な役割を果たしているのです。

(ひやま ちふゆ 調査及び立法考査局外交防衛課)

1 *Permanent Court of International Justice, ser. E, no.7: seventh annual report.* pp.20-21  
 2 Spiermann, Ole. *International legal argument in the Permanent Court of International Justice : the rise of the international judiciary.* Cambridge University Press 2010 p.301  
 3 *Ten years of international jurisdiction (1922-1932).* A. W. Sijthoff 1932 p.5

## 本と読書の曲がり角

### —ふたたび図書館の現場から

#### 第2回 高い民度を求めて



阿刀田高氏は作家として多くの作品を世に送り出し、日本ペンクラブ会長として作家の主張を代弁してこられました。また、文化庁文化審議会会長として、日本語文化について専門的な見地から助言を行うなど、数多くの実績を残しておられます。また、国立国会図書館OBであり、図書館事情にも精通しておられ、現在は、山梨県立図書館長として住民に向けた図書館サービスを陣頭指揮しておられます。作家と図書館という二つの立場にまたがりご活躍されている氏に、インターネット時代の日本語文化の行く末と図書館の役割、国立国会図書館への期待などについてインタビューし、その様子を2回にわたりご紹介しています。今回はその2回目です。

(聞き手：総務部総務課)

#### 1 デジタル化事業と図書館

—国立国会図書館では、平成21年度から3か年で大規模デジタル化事業<sup>1</sup>を実施しました。また昨年度から、東日本大震災アーカイブ事業<sup>2</sup>にも取り組んでいます。デジタル化によって広く、多くの人に情報を届け、そして情報を記録として残して行くという課題があります。こういった事業をどのようにご覧になっていますか？

国立国会図書館の本来の使命は保存図書館で、デジタル化によって日本の資料をきちっと残すというのは存在理由の一つですから、それは当然やっていかねばならないし、当然しっかりとやってほしいですね。ただ惜しむらくは、書誌学というのはどういう紙を使って、どういうインキを使っていたかということさえも研究対象に含まれているんですが、デジタル化は、書誌学のかなり重要な部分を切り捨てるという前提に立っているやり方なんですよ。実際、平成25年の日本で、**こういう本がこういう紙や活字を使って出版されたという事実を残すことが本来の保存図書館の意味**のはずなんですよ。ただデジタル化というと、その内容だけは尊重しますけど、書誌学のある部分は完全にオミットせざるを得ないという宿命を背負っているんで、これによって書誌学は減びるんじゃないかと思うほど、大きな問題を含んでいますよね。書誌学なんかあってもなくてもいいと思う人が世の中にはいっぱいいるだ



ろうと思うけど、人間の英知というものを、そう簡単に切り捨てていいものか、書誌学には一定の意味があるんだろうと思いますよね。まあ、その辺が大問題だけれども、やっぱりこの図書館がやって行かなければならないことだろうと思いますね。資料の電子化は全部終わったんですか？

—まだ継続しています。古典籍等の古い資料から始めて、その後も徐々に進めています。

著作権が切れているものは公にすることはできるけれども、著作権が残ってるものはできない。デジタル化すること自体は構わない。だけど、デジタル化するにもお金がかかっているんだから、やった以上は利用させろという声は当然出てきますよね。図書館で見ることは許すというところまでは来ているんですか。

—国立国会図書館内のみでの公開のものとインターネット公開のものを分けて提供しています。著作権処理が済んだもの、法律上著作権者の死後50年で権利の保護期間が切れたことが確認できたものなどは順次インターネット公開しています。著作権者が不明なものについては文化庁長官裁定の仕組みなどを利用しています。

50年が切れたものはまあ一応問題ないと思う。けどね、いちいちそれやってんの？大変だよ、そんなもの。で、デジタル化して著作権の許諾を得ていないものでも、例えば山梨県立図書館ならば見ることができると、そういうところにはまだ行ってない？

—2014年1月から、館内公開に限定している資料のうち、絶版等入手しにくいものについて、従来の紙媒体資料等の図書館間貸出しと同様に、登録した図書館等にデジタル化資料を送信するという事業を開始します<sup>3</sup>。

まあ、理論的な根拠としては、今までは図書館はそれを紙で全部やっていた訳だよ。来た人に対しては著作権があろうと、お見せすることはでき

た。ここに足を運んだ人にはそれをやっていたんだから、ここに足を運んだ方にはデジタル化資料を見せても良かろうとなり、その延長上に今度は地方の山梨県立図書館でも許容しようというところまで、今来ている訳ですよ。「そこまで来たんだったら、俺の家でも見せろ」っていうところまで行くと、これは著作権上ものすごい問題が出てくるし、これをどうクリアしていくかっていうのは、これは国立国会図書館だけの仕事ではないんだけど、やっぱりその辺はイニシアティブを取って、文化庁あたりと組んで、**最終的には公貸権（公共貸与権）みたいなものでやっていくの**だろうなあと思いますけどね。

コンピュータの世界っていうのは、いったん海外のコンピュータに組み入れられてしまったら、どう法規制をしようと、規制なんか及ばないところがいくらでもある。日本語で本が読まれることが少ないから、まだ具体的な問題が起きていないだけの話で、見ようと思ったら簡単に見られるような形になっているんじゃないかと思いませんか。この世界は一線を踏み越えてしまったら、もう**ルールなき原野を駆け抜けていくようなもの**です。やっぱり公貸権みたいなものに保障しないと、利用した人が個々に金銭を払うようなシステムは、みんなが良心的で、かつシステムがうまくやってくれるならいいかもしれないけど、非常に難しいんじゃないかと考えています。だから、著作権の存在しているものでも、みんなが見たいというものをどう考えていくかっていうのは、国立国会図書館に大いに頑張ってほしいことの一つです。けれども、事務能力や政治力まで必要とするから、どっちかという国立国会図書館は不得

意な分野だからどうか……（笑）。文化庁だっ  
てあまり得意じゃないもんね。海外で著作権の問  
題がなんとか軌道に乗りだしたのは経済産業省が  
入ってから。やっぱり劇画ですよ。海外でやたら  
日本の映画と劇画が利用されていることに対し  
て、これは日本の知的財産が侵害されているって  
いうんで経済産業省が本気になったら、いっぺん  
で予算もつくし、いろんな事務的なことが進歩し  
ましたよね。政策的にやってほしいことの一つで  
す。役割は大きいと思います。

## 2 作家として見る出版界の状況

——阿刀田先生は紙を主体に今まで作家活動をされて  
来られたと思いますが、電子書籍の流通など、出版界の  
状況の変化についてはどう感じていらっしゃいますか？

こういう時代になってきますからね、儂い抵抗  
をしたってどうしようもないだろうとは思ってお  
りますし、私は自分の本が電子書籍になっていく  
ことは拒否しません。私は自分の書いたものが皆  
さんに読まれることを喜びとするのが、ものを書  
く時の第一義であると思っていて、そのことによ  
って代償を得るというのは、二義的なことと考  
えている訳です。だから、電子であろうと古本屋  
であろうと、何であろうとみなさんに愛されて読  
まれていくことは、自分のこの仕事を選んでいる  
第一義は満たされていますから、いいと思います。

そして、多少えげつないことを言えば、その代  
償は必ず別な形で返ってくるものです。よく本の  
売れる方の著作権が別のところで侵されても、必  
ずそれに見合うものがある。荣誉、評価というの  
はお金だけではなく、社会的なステータスとか、

発言権とか、いろんな形で代償がある。まるっき  
り代償のない世の中だったら、そりゃ良いものが  
出てこない。だけど、金銭だけではなくいろんな  
形で結局良いこともあるから、あんまり目くじら  
立てることもないですよと、私は考えております。  
文芸家協会みたいに、純粹に文学というものをひ  
たむきに思っただけで作家になった人たちの団体と、推  
理作家協会みたいな団体では主張が少し違う。マ  
ンガの世界も、現代の劇画作家は、大勢の人を抱  
えるプロダクションなんか持っていて、金銭的に  
報いられるということを非常に大切に考えていま  
すから、ナーバスになってくることはありますね。  
それは団体によっても、個人によっても違うけれ  
ども、こういう流れの中で、どんどん電子化が進  
んでいく時、これに抵抗することはちょっと難し  
いだろうと思う。むしろこういう状況の中で、ど  
うきちっと制度化したものにするかってことに頭  
を切り替えていかないと駄目だろうなと思います。

——国立国会図書館も納本制度審議会の答申を受け  
て、デジタル書籍等のオンライン資料を制度的に収集  
できるように法整備されました<sup>4</sup>。紙媒体であろうと、  
デジタル媒体であろうと、文字文化として発信され  
たものを、国立国会図書館が責任をもって保存して  
いくという体制はできたところですよ。それがアー  
カイブされて、どうやって利用されていくかにつ  
いては、まだ課題があるように思います。

予算を取ってやっているからね。国民からして  
みれば、そこまでアーカイブしたんだったら、ど  
んどん見せろよとなるよな。この問題はね、ほん  
と大変だよ。ありとあらゆる問題を含んでいるか  
らね。



### 3 作家として、図書館長として

—山梨県立図書館長として図書館現場に戻り、作家のお立場とは反対の、著作を利用させる立場に立たれて、ある意味、経済的利益が相反する面もあるように思われます。お気持ちの上ではいかがでしょうか？

図書館はエンドユーザーと直接結びつく立場ですからね。書き手はエンドユーザーと全く反対側に立っている訳ですから、その両方に身を置いているっていうのは、身を割かれるような立場でもあるんですね。まあ図書館の複本購入の問題というふうなものがありますが、「どうか本屋で買える本は買って読んでください」というのが、私の主張です。図書館をただの無料の貸本屋だと、どうか思わないでほしい。図書館の蔵書構成というのは、一定の歴史的な、あるいはそこに携わっている人の考えがあってやっています。たとえ3年にいっぺんしか利用されないものであっても、その利用が大切であるものは所蔵する。その本は、図書館でなければ簡単には見ることができないという理由がある訳ですから、それをきちっと見極めてよい蔵書構成をやっていくのがライブラリアンの極めて重要な仕事であって、要求があるからといって、同じ本をやたら買い揃えて、みなさんの御機嫌を取るようなことはやめてほしい。県の資料などは別として、山梨県立図書館は1コピー主義です。分館がたくさんあって20冊買わないと各館に1冊ずつ置くことができないというふうなのは一向に構わないと思っています。ただ、その館には原則的に1コピーであるべきで、それ以外はどうか買ってくださいと。書き手がいて、出版社があり、取次、書店があって、商品としてそこにあるものを享受したい時には、それだけの対価



を払うというのがこの社会の基本的なルールだから、どうか市民も守ってほしいと切実に訴えたいです。それがちゃんとできるかどうかは、その人たちの民度の問題です。金銭的に難しい状況にある方とか、例外はいくらでもあるけれども、基本的には図書館で待つ時間を出すか、書店でお金を出すかしかないんですよ。それはこの世の中の基本的なルールであって、「自分がすぐに読みたいから、その本を10冊も20冊も揃えろ」というのは乱暴な話で、図書館もそれを拒否することが大事だとわたしは考えております。わたしも、教育長も言います、知事にも言ってもらいます。つまり、図書館はそういうところじゃないんだぞと、組織の上にいる人が、一所懸命、言い続けて民度を高めて、それが皆さんの考えになるようにしないといけない。エンターテインメントの書き手が自分で言っているのだからというふうなことだけれども、そういうところで求められるベストセラーは基本的にエンターテインメントですよ。それを複数揃えるってことは、ほかの本が買えなくなるってことなんですよ。もう一冊同じ本を買うってことは、

もう一冊の別な本を犠牲にしていることだってことも考えなければならない訳でね。そこには絶対のポリシーが必要であって、ケースバイケースでいろんな状況はあるかもしれないけれども、原則はそういうことだろうと、堅く信じております。

—買えるものは書店で買い、作家が血の滲むような努力で書かれた領域も侵さない。図書館は図書館として守るべき領域をきちんと守る。そうやって、文字の文化、読書の文化を双方から盛り上げていくしかないということですね。

**本を買うってことは文化に協力しているってことなんですよ。**本を1冊買うってことは文化の赤い羽根募金と同じようなものですよ。そういうものがみんな絶えてしまったら、そりゃもう出版文化はいつべんに衰えていくだろうと思いますね。自分の中では矛盾はないと思いますね。本は買いなさいよといつも言っていますよ。

—図書館長として住民に今後どのようなものを提供していきたいとお考えですか？



まず一つはね、今言ったように、出納回数が3年で1回であろうと、10年で1回であろうと、図書館というものが備えておかねばならない図書というのがある。単純な多数決じゃないんですよ。

**大英図書館はたった1人のマルクスを出しただけだって、立派な機能を果たしているんですよ。**だからね、どこで誰がどんなふうに関与に立ってくれるか予想できないけれども、こういう本の存在が、その町の、大きくは日本の、さらには世界の知性というものを保持していく上で役に立つんだということ、それぞれの図書館の置かれた状況の中で、蔵書をきちっと構築することで示していくのが図書館のあり方としては非常に重要なことです。だから、図書館員が資質を持ってないといけませんのであって、やたら全部をアウトソーシングとか指定管理者制度でいいんじゃないかって言われると、困りますよね。貸し本屋にやってきた人に、ただ本を貸しているだけだったらそれでいいかもしれないけど、そういうところまで考えたら、**図書館員はどこまで知識があってもなかなか足りないっていうくらいの大変な能力を必要とすると思うんですよ。**予算上の問題があって部分的に指定管理っていうのはいいけれど、中枢部を指定管理にした図書館はいつべんで駄目になるだろうと思いますね。

#### 4 国立国会図書館への期待

—最後に国立国会図書館へのご要望やご期待などあればお聞かせください。

この図書館は非常に難しいんですよ。世の中の人には国立国会図書館って非常に力があるって思っ

ているんだけど、ほかの図書館に力を及ぼすというような、上下関係がある組織じゃない。だから、この図書館が一つのポリシーを表明してやれるのは、あくまでも自分の図書館の範囲でしかないという、組織としての宿命があるんですよね。でも、とにかく日本で一番力のある図書館でもあるし、国立国会図書館が音頭を取ってやってくれたらなんとかなるんじゃないか、とみんな期待していますからね。だから、著作権の問題など、これから求められることをやっていかねばならない。大変難しい、政治力を必要とすることだけど、どうかそれを少しずつでもやっていただきたいなあと思いますね。

もう一つは、山梨県立図書館も県立ですから、甲府の人ばかりにサービスする訳にはいかず、県内の図書館へのサービスを考えている訳ですが、ここはもっとそのスケールが大きい、高度な、知的な情報提供者としての役割があるだろうと思います。これはずいぶん果たされているんじゃないかと思うんです。地方の図書館の場合、山梨県についていえば、まだまだ日本人にとっては、図書館は少し時間もあるから行ってちょっと楽しい本でも見て、ゆっくりくつろごうかなっていう存在としての役割が非常に大きいんですよね。ところが、進んだ図書館では、司法試験を受けたいとか、特許について調べたいとか、自分が生きるための情報、自分の生活に直結する情報を図書館に求めて来ている人が5割になってきている。またそういう要望に堪えるような資料とそれに対応できるライブラリアンを有している。

わたしは、最後まで図書館にはこの二つの機能は必要なものだと思っているんです。片方で、本

を楽しんでゆっくりくつろいで読んでくれるという部分と、利用者の専門的な情報ニーズに対して応えていくというその両方の機能を果たしていかねばならない。国立国会図書館の場合はね、東京都の千代田区、中央区くらいの人しかのんびりしになんか来られないですよ。前者の役割は比較的少ないと思うから、後者の役割は本当に必要になっていくだろうと思う。

**図書館がこれから文化機関として人の集まる場所、交流の場になるということが、山梨県立図書館の場合は非常に重要な訳ですよ。まあ、私が館長に就任した理由は、一つはそういうことだろうと思っておりますけれども。私が見たところ、交流の場としての役割は、国立国会図書館はあまりやってないと思いますね。だけど、国立国会図書館なりの文化的な交流の場としての役割も、これからは持ってほしいなあと思うし、県立図書館とはまた違う、もっと規模の大きい交流の場としての存在はあり得るんじゃないかな。国際的な交流とか。そうすると、職員ももう少し外に対して目が開かれるところもあるだろうし、そういうことであれば、わざわざ地下鉄に乗って、ここまで足を運ぶ人も東京都民ならいるだろうし。何かの意味でみなさんの交流の場、集会などいろいろな催しなんかができるようなところになってほしいなと願っております。**

(了)



## 山梨県立図書館にて

平成24年、山梨県立図書館は甲府駅至近の現所在地に移転し開館しました。ガラスを多用して透明感を演出し、葡萄籠をイメージしてデザインされた外観で山梨らしさをアピールしています。



阿刀田氏は、短編小説を講読する連続講座、講演会等の講師を務めるなど、館長として山梨県立図書館の文化行事を自ら推進しておられます。写真の連続講座第1回（平成25年10月12日）では、作家ならではの視点から、志賀直哉作品の技法、意図を次々に解き明かし、受講生の皆さんも小説世界にぐいぐいと引き込まれていくようでした。

- 1 「国立国会図書館デジタルコレクション」には、貴重書・準貴重書を含む江戸期以前の和古書、清代以前の漢籍など約7万点、昭和43年までに受入れた戦前期・戦後期刊行図書、議会・法令資料および児童書約90万点、雑誌、児童雑誌約106万点、創刊日から昭和27（1952）年4月30日までの官報、現代の日本の政治家・官僚・軍人などの所蔵資料などを収録している。
- 2 <http://kn.ndl.go.jp/>  
東日本大震災に関連する音声・動画、写真、ウェブ情報等を包括的に検索できるポータルサイト。大学、報道機関、検索サイト等が収集している動画・写真や、神戸大学附属図書館震災文庫、国立国会図書館が所蔵する資料も検索可能。国立国会図書館が収集した国会原発事故調査委員会の映像や、被災自治体等の東日本大震災直後のホームページも閲覧できる。「ひなぎく」の愛称は、「Hybrid Infrastructure for National Archive of the Great East Japan Earthquake and Innovative Knowledge Utilization」の頭文字。また、ひなぎくの花言葉「未来」「希望」「あなたと同じ気持ちです」に、復興支援の趣旨を込めている。
- 3 デジタル化資料の図書館送信に関するプレスリリース  
[http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/\\_icsFiles/afidfile/2014/01/09/pr140110.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/_icsFiles/afidfile/2014/01/09/pr140110.pdf)
- 4 オンライン資料収集制度（eデポ）に関するプレスリリース  
[http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/\\_icsFiles/afidfile/2013/06/26/pr130627.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/_icsFiles/afidfile/2013/06/26/pr130627.pdf)

### あとうだ たかし 阿刀田 高氏 プロフィール

作家、小説家。昭和10年東京生まれ。早稲田大学第一文学部フランス文学科卒業後、国立国会図書館で司書として11年間勤務する。図書館勤務中から執筆活動を続け、昭和53年『冷蔵庫より愛をこめて』でデビュー。昭和54年『来訪者』で第32回日本推理作家協会賞、同年短編集『ナポレオン狂』で第81回直木賞受賞。平成7年『新トロイア物語』で第29回吉川英治文学賞受賞。その他、『短編小説のレシピ』『旧約聖書を知っていますか』など著書多数。

平成15年（第3期）から平成19年（第6期）まで文化庁文化審議会委員。第4期副会長、第5～6期会長。  
平成15年紫綬褒章、平成21年旭日中綬章受章。  
平成19年から平成23年まで日本ペンクラブ会長。  
平成24年4月に山梨県立図書館館長就任。

（参考：山梨県立図書館ホームページ「阿刀田館長の部屋」）  
<http://www.lib.pref.yamanashi.jp/kancyo/index.html>

# 特集 国会と国民をつなぐ―調査及び立法考査局



国立国会図書館は、国会議員の調査研究に資するため、国立国会図書館法によって設立されました。以来、「真理が我らを自由にする」という確信に立ち、憲法にうたう日本の民主化と世界平和のため、国会議員や行政・司法の各部門、そして国民に対して奉仕しています。特に、当館に置かれる調査及び立法考査局という部署では、「立法府のブレイン」「議員のための情報センター」として様々な調査を行い、国会の活動を補佐するとともに、国会会議録など国会関連資料や情報を収集して、国民が容易に必要な情報を入手できるよう整備しています。今回、特集として、高度な調査を担う専門調査員、インターネット上で提供している情報、どなたでも利用できる議会官庁資料室など、調査及び立法考査局の機能を、憲法をテーマとしてご紹介します。「国会では何が審議されている?」「あの国政課題の論点は何?」といった疑問に答える情報がきっと見つかる「国会と国民をつなぐ」窓。それが国立国会図書館調査及び立法考査局です。





# 憲法とは—専門調査員に聞く

棟居 快行

## 1 専門調査員の仕事のあらまし

私は平成25年4月から、国立国会図書館の政治議会調査室というところで「専門調査員」をしています。本誌の読者のみなさんの多くは、当館に本の閲覧に見えたり、インターネットで蔵書検索をされたりした経験がおありかと思います。私も当館の職員になる前は、ずっと大学で憲法の授業を担当し、人権論を中心に憲法学の研究者をやっていましたから、「国立国会図書館」イコール「日本で一番大きな図書館」くらいの認識しか持ち合わせておりませんでした。しかし、その名のとおり、当館は本来はいわゆる「議会図書館」でして、国民のためにあらゆる蔵書を備えている国の「中央図書館」の顔ももちろんありますが、こちらが第一義というわけではないのです。

当館の「議会図書館」という位置づけを端的に象徴しているのが、私が所属する「調査及び立法考査局」の存在です。これは、おおざっぱに言えば、国会議員や政党のためのシンクタンクといったところかと思います。具体的に言いますと、議員が議員立法やいろいろな政策立案をされる際に、個別の質問に応じて蔵書の貸出しや資料提供、さらにはレポート作成などをするのが「調査及び立法考査局」に所属する各調査室・課の仕事です。それぞれ専門調査員というシニアの調査員のまわりに、かなり細かく担当が分けられた若い



「日本国憲法解説並附図」

統正社 1947

※国立国会図書館電子展示会「日本国憲法の誕生」で全文をご覧になることができます。

<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/05/157shoshi.html>

調査員が配属されており、私のところにも、政治議会課と憲法課それぞれに、内外の事情に通じた調査員がいます。私としては、大学教員時代の経験を生かしながら、実際にはまわりに教えられ冷や汗をかきかき勉強し直している最中です。

## 2 生の憲法論議を観察する日々

という次第で、大学教員だったころは政治の世界を遠くから見ているだけでしたが、いまは相撲でいえば土俵際の最前列の「砂かぶり」のような至近距離から観察できるという、研究者としての



絶好のポジションにいるわけです。現実の政治のなかで、憲法という抽象的理念的な規範がどのように理解され、また議論されているか、議員や政党の間での討議がどういう方向のコンセンサスに結実するのか、そもそも憲法論議は他の政治的政策的な課題と比べて何が同じで何が違うのか。こうした、いわば「憲法論の運動法則」を日頃の業務をこなす中で発見し理論化できれば、研究者としての私にとって大変な幸運であることは疑いありません。

憲法論議を実体験するという経験は、私にとっては2回目になります。もう10年も前になりますが、私は2003年にJICAの派遣専門家としてアフガニスタン憲法制定支援事業というものに参加し、アフガン戦争後の同国の再建のためにささやかなお手伝いをしたことがあります。昨年、JICA研究所によってまとめられた図書（JICA研究所アフガニスタン・プロジェクト・チーム『アフガニスタンに平和の礎を』丸善プラネット2013 pp.51-57参照）にも、その際の私と仲間の活動が記載されています。一節を引用しますと、



2003年、アフガニスタンにて

「西洋的な価値観に基づく近代憲法を取り入れるという歴史を経験した日本人からの知見は、彼らの強い関心を呼んでいた。」（同 p.56）と書かれています。エリート層の国づくりの情熱もさることながら、平和と発展を願う普通の人々の願いは本当に純粹で美しいものでした。私を団長とする4人の日本人憲法学者は、戦後の日本国憲法が西欧的な特徴を持ちながら、どうやって日本社会にうまく適応してきたか、という話をしました。結局、われわれがお勧めした日本のような議院内閣制ではなく、アメリカ式の大統領制の憲法が制定されました。国内の平和を維持するために、強力な大統領の下に権力を集中したにもかかわらず、その後なかなか平和が進展せず、最近ようやく落ち着き始めていることは、みなさんご承知のとおりです。

### 3 「(良き) 憲法とは何か？」

アフガニスタンでも聞かれたのですが、「何が良い憲法なのか？」という質問には、「その国や社会に適合し公権力や国民から支持される憲法であること、と同時に中身の拘束力が大事であり、政治や、ひいては市民生活に一定の方向付けを与える憲法であること」と答えることが出来ると思います。最高法規（日本国憲法98条）として全法秩序の頂点に立ち、法律以下の規範や国家行為が憲法に反すれば無効であるという、憲法ならではの「強さ」からすれば、逆に今述べたような「良さ」を備えていてくれないと、国民は困ってしまいます。



## 日本国憲法 第九十八条

- ① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

もっとも、普段みなさんが見聞きされる憲法がらみの話としては、そもそも「憲法とは何か？」という問いのほうに圧倒的に頻度が高いと思います。こちらの質問は、私自身も実によく受けます。たとえば民法や刑法は、どこまでわれわれが意識しているかは別にして、日常生活に深くかかわっています。これに対して、憲法は中身を読んでも自分の日常生活には直接かわりがないように見えるので、「そもそも何？」という問いになるのでしょう。

## 日本国憲法 第二十一条

- ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

憲法も実は、日常生活と無縁ではありません。テレビ番組や新聞記事は表現の自由を駆使して制作されていますし、選挙で国会議員を選ぶわれわれは、選挙以外の時点では国会の活動を世論を通じて監視しますが、代表民主制ですから、テーマごとにいちいち国民投票ができるわけではありません。こうした人権保障や統治の仕組みは、細目

は法律以下を見なければよく分からなくても、原理原則や大事なルールは憲法によって決められています。ですが、日常生活のわれわれの振る舞いが、憲法によって直接に規律されているということは、ありません。憲法は民法や刑法のような普通の法律と違って、一般市民を直接に拘束するようには出来ていないというのが、その大きな理由です。

つまり、裁判で損害賠償や有罪判決の根拠となるような法律の規定はわれわれに権利や義務を直接に付与しますが、憲法はそういう法律を作る立法者や法律を執行する行政機関に対して、「〇〇をしてはならない」「〇〇を目標とせよ」などの指示を出すわけです。サッカーでいえば、フォワードやキーパーが直接ボールにタッチするのに対して、監督は元はどんなに名選手でも直接にボールを蹴ることはできませんね。憲法の存在は一般の法律と比べると、選手と監督くらい役割が違います。まあボールがこの比喩では一般市民のことですから、失礼の段はお許しを。



## 4 公権力の制約としての憲法

要するに、よく言われるように、憲法とは歴史上は、立法や行政のような公権力に向けられたものとして誕生しました。そもそも立憲主義とは、憲法に依って立つ政治、言い換えると公権力の行使が憲法によって規律されているべきであるという原則のことですが、君主の横暴を抑えるためのマグナカルタや権利章典というイギリス中世の成果に、この考えの萌芽を見いだすことが出来ます。

近代の入り口で立憲主義というアイデアを明確に述べたのは、1789年のフランス人権宣言とされますが、その第16条「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、およそ憲法をもつものではない」は、まさに近代憲法の特徴を凝縮して言い表しています。この文章は、公権力を君主から奪い取った民衆の側が、自分たちの権力を誇示するのではなく、むしろ権力一般の制約と自由の確保を確立しようとしたことを示しています。このような憲法の捉え方を踏まえれば、「良き憲法」とは、徹底的に公権力の制約に意を払った憲法のことになるでしょう。

## 5 「国家による自由」

しかし、最強の敵は味方につければ頼りがいのある友にもなるわけで、国民の自由のために公権力を封印するよりも、国民主権原理を背景に公権力を上手に使いこなそうという考え方もあります。憲法自身がフランス革命当時の自由の保障のように（フランス人権宣言の17条前段は所有権

を「神聖かつ不可侵の権利」としています）、自由放任を価値と考えているかということ、そうではありません。ドイツのワイマール憲法のような20世紀の現代憲法は、財産権や営業の自由を制約し、国家が社会的格差などに介入し福祉を実現することを要請しています。いわゆる「国家による自由」です。本来の自由は国家が介入しないこと、すなわち「国家からの自由」なのですが、国に放置されて国民が本当に自由を享受できるか、という問題があるわけです。一定の福祉や教育を提供したり、社会的弱者を強者から守ったりすることが必要になります。日本国憲法も、生存権保障（25条）を明記している点では、自由放任ではなく、こちらの路線をとっていると言えます。

### 日本国憲法 第二十五条

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

さらに、インターネット一つとってもインフラ抜きでは自由を行使できない21世紀のわれわれにとって、「良き憲法」とは、もっと進化した国と国民の関係を織り込むものだろうと思います。国は自由のいわば「条件整備」を行う責務を負うとともに、複雑化した社会において、国民が相互に最大限に自由を実現できるように、国民の権利義務についての明確なルールづくり、言い換えれば緻密なプログラミングを、スマートな立法・行政





を通じて実現することを求められています。このように、国家がいろいろ活動してはじめて国民の自由が実現される時代になっています。逆説的ですが、「国家による自由」が強調されるゆえんです。他方で、福祉はもちろん国民の税負担を前提としますし、私人間の格差に介入する際には両者のバランスに意を払う必要があります。こうした公権力の緻密で最適な働きを制御するための憲法論はまだ緒についたばかりですが、現実社会は「スマートな憲法」を求めているのかもしれない。

いずれにしても、憲法論議をめぐって、国民各自が日本国憲法を読み直し、その可能性を追求したり別の憲法のアイデアを構想したりする時代の節目にわれわれが生きていることは、たぶん異論のないところだと思います。憲法も、書物と同じで持っているだけではダメです。図書館を大いに利用し、自分の人生と不可分のものとして、この国の将来のことも憲法のスコープで考え続けていきましょう。考え続ける先に、良き「この国のかたち」が見えてくるはずです。

(むねすえ としゆき

調査及び立法考査局政治議会調査室)

## 著者プロフィール



昭和30年生。東京大学法学部卒。昭和56年神戸大学法学部助教授、平成3年同教授。成城大学法学部教授、北海道大学大学院法学研究科法学政治学教授、大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）教授を経て、平成25年4月から国立国会図書館専門調査員。内閣府障がい者制度改革推進会議差別禁止部会部会長（平成22年11月-平成24年7月）、内閣府障害者政策委員会差別禁止部会部会長（平成24年7月-12月）を務める。日本公法学会会員。

## おもな著作

- 「憲法改正要件論の周辺—近時のドイツ学説を踏まえて—」『レファレンス』752号 2013.9
- 「憲法解釈の応用局面(1)～(5)」『阪大法学』61(1) 2011.5、61(2) 2011.7、61(5) 2012.1、61(6) 2012.3、62(1) 2012.5
- 『憲法学の可能性』信山社 2012
- 『憲法解釈演習 人権・統治機構 第2版』信山社 2009
- 『人権論の新構成 改版新装』信山社 2008
- 『憲法フィールドノート 第3版』日本評論社 2006
- 『憲法学再論』信山社 2001

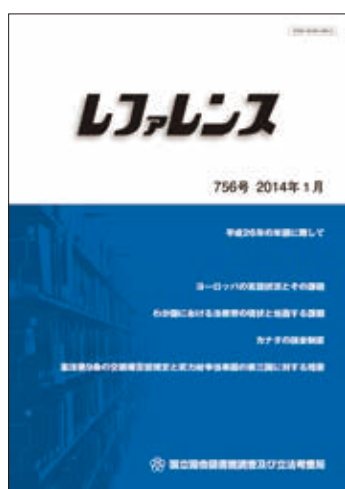
## 読むと国政がわかる！—調査及び立法考査局の刊行物

調査及び立法考査局（調査局）では、国会議員の立法、審議、行政監視などの活動を補佐するため、さまざまな調査活動を行っています。そのおもな活動は、国会議員から依頼されて行う依頼調査と、国会議員からの依頼に備えて、国政課題や今後国政課題になる可能性の高い事項について予め調査し、その成果を国会議員に提供する予測調査です。予測調査にはいわゆる調査のほか、外国法令の翻訳なども含まれ、これらの成果は論文にまとめて刊行しています。

調査のテーマは、国会や政府、社会や学界の動向に常にアンテナを張り、適切でタイムリーなものを選んでいきます。新たな国政課題が急浮上し、調査ニーズが突如高まった場合にも、機動的に新しい課題に取り組んでいます。

執筆に当たっては、国立国会図書館が所蔵する膨大な資料や各種データベースからの情報を活用し、必要であれば国内外の現地調査にも赴きます。政府の発する情報のみに依存せず、立法府の調査機関として中立的で正確な最新の情報を、迅速に分かりやすくお届けできるよう努めています。

調査成果をまとめた刊行物は国会議員に配付されるほか、ホームページの「国会関連情報」のコーナーにPDFファイルが掲載され\*、インターネットを通じて広く国内外の皆さまに提供しています（本誌21ページ参照）。それでは、調査局の刊行物を個別にご紹介しましょう。



<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/index.html>

### 『レファレンス』

中長期的視点から国政課題に関わるテーマ、その背景・歴史的経緯、諸外国の制度・政策などを解説、分析、紹介する調査局の基幹的な月刊誌です。昭和26（1951）年5月の創刊で、平成26年1月号で通算756号になります。

通常は1冊に様々なテーマの論文を掲載していますが、年に数回、共通テーマを設定し、それに関する論文を収録した特集号を出しています。最近では、「震災からの復興—現地調査を踏まえて—」（平成25年3月号）、「領土と海洋—中国の動向を中心として—」（同年11月号）といった特集を組みました。

\* 『レファレンス』および『外国の立法』（季刊版）は、日本図書館協会が冊子体を販売しています（本誌36ページ参照）。



## 『調査と情報—ISSUE BRIEF—』

国政上の重要課題や内外の基本的な国政課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔に解説したレポートです。多忙な国会議員が短時間で論点を把握できるよう10ページ以内にまとめて読みやすくしています。国会審議に合わせて的確な情報を迅速に提供するため、不定期に刊行しています。昭和61(1986)年9月に第1号を刊行してから、平成26年1月までに811号、最近では年に30～40冊発行しています。

最近、反響の大きかったタイトルには、「諸外国における国家秘密の指定と解除—特定秘密保護法案をめぐる—」（平成25年10月）、「日本版NSC（国家安全保障会議）の概要と課題」（同）、「空き家問題の現状と対策」（平成25年5月）、「消費税をめぐる論点（1）～（4）」（平成24年4月～9月）などがあります。また、「予算案の概要」や「税制改正案の概要」、「日本の当面する外交防衛分野の諸課題」などの基本的なテーマについては、継続して毎年度発行するよう力を入れています。

## 『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』（季刊版・月刊版）

外国法令の翻訳、制定経緯等の解説を掲載する季刊版、外国の立法動向や各国議会の対日動向などをコンパクトにまとめて紹介する月刊版の2種類があります。外国法令は、我が国の参考になるとされるものを選択して翻訳しています。昭和37（1962）年9月の創刊で、従来は季刊版のみでしたが、平成20年度に月刊版が加わりました。翻訳は、担当室・課の調査員のほか、調査局内の英米・フランス・ドイツ・イタリア各法の研究会でも行っています。最近では、季刊版で「大規模災害対策法制」（平成24年3月）、「原子力と再生可能エネルギーをめぐる動き」（同年6月）、「議会の行政監視」（平成25年3月）といった特集を組みました。また、月刊版でも、平成23年5月に「福島原発事故をめぐる動向」、「新政権の政策課題」（平成24年7月、平成25年2月）といった特集を組んでいます。

また、学校におけるいじめ問題の深刻さに改めて注目が集まった平成24年以降、アメリカ各州、スウェーデン、韓国等におけるいじめ対策法制を紹介した一連の記事には、報道機関などからも高い関心が寄せられています。



<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/index.html>



<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/2014/index.html>





## 『調査資料』

中長期的・分野横断的な主題について共同調査を行った成果をまとめた総合調査報告書、科学技術に関する調査の成果報告書、各国憲法集などを、『調査資料』シリーズとして刊行しています。

最近の総合調査報告書には、『技術と文化による日本の再生』（平成24年度）、『日米関係をめぐる動向と展望』（平成25年度）があります。平成25年に実施した総合調査「21世紀の地方分権」の報告書は、平成25年度内に刊行する予定です。

科学技術に関する調査は、科学技術分野の重要テーマについて外部専門機関等と連携して毎年度実施しています。平成23年度は『国による研究開発の推進』、平成24年度は「海洋開発をめぐる科学技術政策」のテーマのもと、『海洋開発をめぐる諸相』『海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策』の2冊を報告書として刊行しました。平成25年度は「再生可能エネルギーをめぐる動向と将来展望」をテーマとした報告書を刊行する予定です。

平成20年度から、『調査資料』の一環として、モノグラフ「基本情報シリーズ」を刊行しています。「主要国の議会制度」、「わが国が未批准の国際条約一覧」、「諸外国の付加価値税」といったテーマのほか、平成23年度からは、主要な国々の憲法で従来あまり紹介されて来なかったものを原語から翻訳し、解説を付す「各国憲法集」をこのシリーズとして刊行しています。これまで、スウェーデン、アイルランド、オーストリア、スイス等の憲法を取り上げました。

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/index.html>

以上、ご紹介した刊行物は、当館ホームページ「国会関連情報」のページで全文をご覧いただくことができます。国政上の多彩なテーマに関する数多くの論文が揃っていますので、多くの方にお読みいただき、活用していただければ幸いです。

（調査及び立法考査局調査企画課）



# ウェブで調べる！国会情報

国立国会図書館が国会の立法活動に役立つ資料や情報を提供するサービスの一環として、当館ホームページで国会に関連する情報が公開されていることをご存じでしょうか。このコーナーでは「憲法」を題材にして、様々な国政課題を調べる際に便利なツールをご紹介します。

## 国会の審議を調べる



「国会会議録検索システム」トップページ

国会の審議を記録した会議録は、その時々の国政課題を調べる上で重要な資料です。当館が衆・参両議院と共同で作成している「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)は、第1回国会（昭和22年5月）以降の全ての会議録を冊子画像とテキストデータで収録しており、会議の日付や名称、キーワード等で検索することができます。

それでは、「国会会議録検索システム」で、近年の憲法に関する審議を調べてみましょう。「簡単検索」または「詳細検索」の画面から、「日本国憲法」等のキーワードを入力して検索すると、その言葉を含む発言が行われた会議が一覧で表示されます。例えば、キーワードに「憲法改正」、「発言者指定」の項目に「安倍晋三」と入力すると、昨年の各党代表質問に対する安倍首相の次のよう

な発言が見つかります。

「憲法改正についてのお尋ねがありました。（中略）憲法の改正については、党派ごとに異なる意見があるため、まずは、多くの党派が主張しております憲法第九十六条の改正に取り組んでまいります。」

（平成25年1月30日衆議院本会議）

「憲法改正については、（中略）今後、国民の中での議論が更に深まっていくことが何より大切だと考えており、国民の皆様の理解を得ながら着実に進めてまいります所存です。」

（平成25年10月17日参議院本会議）

このほかにも、国会の院・回次・会議名を順次指定する「選択閲覧」の画面では、「憲法審査会」（平成19年第167回国会以前は憲法調査会）を指定すれば、憲法の各論点や章立てごとの審議を参照でき、これまでの憲法解釈や問題点を確認する上で有用です。

日本国憲法の制定経過を調べる場合には、審議が行われた帝国議会の会議録を収録した「帝国議会会議録検索システム」(<http://teikokugikai.ndl.go.jp/>)をご利用ください。帝国議会の全会期（明治23年11月～昭和22年3月）にわたる会議録の冊子画像をご覧いただけるほか、戦後（昭和20年9月以降）のものについてはテキスト化されており、本文をキーワードで検索することもできます。

## 法令を調べる

国政審議の中でも、特に法案が提出されてから



「日本法令索引」で「日本国憲法」を検索した画面



「国会関連情報」トップページ

採決されるまでの経過を調べる際は「日本法令索引」(<http://hourei.ndl.go.jp/>)が助けになります。法案の審議経過と、明治19年2月以降に制定された法令の改正、廃止の履歴を掲載しており、法令や法案の本文を参照することもできます。

例えば、「日本法令索引」の「現行法令」または「制定法令」メニューで、法令名に「日本国憲法」と入力して検索すると、この語を含む法令の一覧が表示されます。その中から「日本国憲法」を選んで「審議経過」の画面に進むと、昭和21年6月20日に「大日本帝国憲法改正案」として提出されてから、修正論議を経て10月7日に衆議院で可決されるまでの会議録索引情報が表示されます。各会議の審議内容は、会議録データベースへのリンクとなっている「号数」を押せば参照することができ、現行の日本国憲法が出来上がっていく様子をご覧いただけます。

なお、慶応3年10月から明治19年2月までの法令は、「日本法令索引〔明治前期編〕」(<http://dajokan.ndl.go.jp/>)に収録されています。

**国会に関する情報を集めたウェブページ**

ご紹介した「国会会議録検索システム」と「日

本法令索引」のデータベースは、当館ホームページの「国会関連情報」(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/diet.html>)からご利用いただけます。このページは、国会の諸活動から生まれた資料等と、国会の立法活動に資する内外の様々な情報を公開し、国会と国民をつなぐことを目的としています。

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』等の調査局の刊行物（本誌17～19ページ参照）も、分野や国、地域ごとにまとめられ、全て「国会関連情報」のページで公開されます。「憲法」の分野にも、多くの資料を掲載しています。

国政審議には、行政省庁の情報や関係団体の提言も影響を与えます。「立法情報ドキュメント」(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/diet/doc/rippodoc.html>)では、インターネットに公開されたこれらの情報をリンク集として提供しています。ドキュメントは週2回更新され、付された小見出しから簡単に内容が確認できるようになっており、国政に関するトピックスの把握に役立ちます。

当館ホームページのツールを使うことで、自宅や職場にいながら多くの情報を調べることができますので、ぜひご活用ください。

（調査及び立法考査局議会官庁資料課）





## 議会官庁資料室で調べる



国立国会図書館東京本館の新館3階に議会官庁資料室があります。ここは、国内外の法令資料、議会資料、官庁資料、国際機関資料とこれらに関する参考図書類約6万冊を開架する議会・法令・行政関連情報専門の資料室です。資料室の書庫にはさらに多くの資料が保存されており、全体の蔵書数は、和図書約32万冊、洋図書約46万冊、和雑誌約58万冊、洋雑誌約97万冊、マイクロ資料約195万点、光ディスク約7,000枚におよびます。登録利用者の方であれば、書庫内の資料を資料室のカウンターで請求して利用することもできます。ぜひ、皆さまの調査にご活用ください。

### 議会官庁資料室 資料あれこれ

まず、議会官庁資料室で所蔵している豊富な資料をご紹介します。

#### 日本の法令資料

官報、法令全書、現行総合法令集、主題別法令集、府省公報、地方自治体公報・条例規則集、最高裁判所発行の判例集、主題別判例集など。

#### 外国の法令資料

約150の国・地域の法令資料。官報、制定年別総合法令集、現行総合法令集、条約集、複数国の法令を主題別に編集した法令集など。

#### 日本の議会資料

帝国議会・国会の要覧、先例集、公報、議案、請願文書表・審査報告書、会議録、戦後の都道府県議会の議事速記録など。

#### 外国の議会資料

約70の国・地域の議会資料。明治以降の法制整備にあたって影響を受けた仏、独、英、米については、18世紀から19世紀まで遡って所蔵しています。

#### 日本の官庁資料

中央府省の年史、年次報告（白書）、統計、各種パンフレット、近年の国勢調査結果など。

#### 外国の官庁資料

アメリカ合衆国の政府印刷局（Government Printing Office）刊行物、英国出版局（The Stationary Office）刊行物など。

### 国際機関資料

国際連盟、国際連合、国際連合専門機関、EU、OECDなどの公式文書、公式記録、刊行物など。

### 参考図書

法律・政治・行政・軍事関係の辞典・事典・書誌、各国の政府や議会の便覧、統計インデックス、人名辞典など。

### 電子資料

議会官庁資料室では近現代日本政治関係人物文献目録などデータベースも作成しており、これらはインターネットを通じて当館ホームページからも利用できます。館内では判例や現行法令などが検索できる専門的な商用データベースも提供しています。

## レファレンスにもお答えしています

議会官庁資料室では、議会・法律等に関するレファレンスにも対応しています。例えば、「ある国のある時点での憲法を知りたい」というような場合、来館してカウンターの職員にご相談いただくほか、お住まいの地域の図書館などを経由して、文書でレファレンスを申し込むこともできます。図書館経由で申し込まれたレファレンスは一定の時間をかけて可能な限りの調査を行い、回答しています。

それでは、議会官庁資料室が日頃お答えしているレファレンスの一例を、「憲法」を題材としてご紹介してみましよう。

**Q** 国立国会図書館で憲法に関する一般的な概説書などを閲覧するにはどうしたらいいですか？

**A** 国立国会図書館では、おもに納本によって集められた国内刊行の図書、雑誌等出版物の大半を図書・雑誌の書庫内に保管しており、憲法について過去から現在に至るまで出版された数多くの専門書や概説書なども含まれています。登録利用者として登録すれば、それらの書庫内資料を利用することができます。利用の際には、「国立国会図書館蔵書検索・申込システム」(NDL-OPAC)で利用したい資料を特定します。利用したい資料が決まったら、NDL-OPAC経由で申し込み、出納されたら図書や雑誌のカウンターで受け取り、利用します。

**Q** 議会官庁資料室では、憲法に関してはどのような専門的資料を閲覧できますか？

**A** さまざまな事典類、コンメンタール、書誌、その他の参考図書が開架されているほか、平成12年に設置された衆議院憲法調査会と参議院憲法調査会が平成17年に国会に提出した報告書、調査資料なども所蔵しています。

外国の憲法については、主要な国の総合法令集を所蔵しています。各国の憲法をまとめた資料に、*Constitutions of the Countries of the World*<sup>1</sup>があります。世界各国の憲法を国名のアルファベット順に収録したもので、原則として原文と英訳条文が掲載されています。インターネット上で利用できる、信頼できる情報源には、各国憲法等へのリンク集「FindLaw」<sup>2</sup>があります。また、当館内では、商用データベース「HeinOnline」<sup>3</sup>を提供しています。



**Q** 議会官庁資料室以外の資料室でも憲法関連資料を所蔵していますか？

**A** はい。憲政資料室でも所蔵しています。  
 憲政資料室では、近現代の日本の政治家・官僚などが所蔵していた日記、書簡、執務資料などの文書を収集し、旧蔵者別に整理したコレクションを所蔵していますが<sup>4</sup>、これらの中には、伊藤博文関係文書、佐藤達夫関係文書といった明治憲法や日本国憲法に関する資料を含むものがあります。これらの資料の利用にあたっては閲覧許可申請が必要です。また、一部はデジタル化されホームページで公開されています。

その一例として、日本国憲法の誕生に関する国内外の重要な資料について、解説を付してインターネットを通じて公開している「電子展示会 日本国憲法の誕生」<sup>5</sup>をご紹介します。このコンテンツでは、戦争終結から憲法の施行にいたるまでの全体の流れを解説し、主要な資料を紹介しています。例えば、昭和21年2月段階でのGHQ原案や、表紙に吉田茂等の記念の自筆署名がある、日本国憲法を公布した官報号外を見ることができます。人物紹介、用語解説、参考文献、リンク集等も充実しており、時間や場所を選ばずに、原資料の全文を見ることのできる便利なツールです。

**Q** 国立国会図書館で日本国憲法の御署名原本を所蔵していますか？

**A** いいえ。当館では所蔵していません。国立公文書館が所蔵しており、デジタル画像を国立公文書館ホームページで公開しています<sup>6</sup>。



電子展示会「日本国憲法の誕生」  
<http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>

## おわりに

議会官庁資料室が所蔵する資料は、政治や法律といった、生活に密着し大きな影響を持つものですが、数も膨大ですので、探すことが難しい場合もあります。インターネット上で見られるものも多くありますが、アクセスするには少々コツがいるものもあります。調べ方などご不明の場合は、カウンターの職員にお気軽にお尋ねください。

また、以上ご紹介しました所蔵資料の詳細および利用方法については、当館のホームページで紹介していますので、そちらをご覧ください<sup>7</sup>。

今後も、皆さまの調査ニーズにお応えできるよう、資料の収集とデジタル化を進め、よりアクセスしやすいツールを提供し、これらの貴重な資料をさらに利用しやすくしてまいります。

(調査及び立法考査局議会官庁資料課)

1 <請求記号 C211-30>  
 2 <http://www.findlaw.com/>  
 3 <http://home.heinonline.org/>  
 4 <http://navi.ndl.go.jp/kensei/index.php>  
 5 <http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>  
 6 日本国憲法・御署名原本・昭和21年・憲法11月3日  
[http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/DGDetail\\_0000000006](http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/DGDetail_0000000006)  
 7 議会官庁資料室の案内  
<http://www.ndl.go.jp/jp/service/tokyo/parliamentary/index.html>



## 資料の海から最適な情報を オーダーメイドの調査報告

調査及び立法考査局は、国会議員からの調査依頼に回答するほか、国会でこれから議論になると思われるテーマについて調査し、その成果を公表しています。社会労働課は、おもに社会保障や福祉、医療、労働に関する調査を扱っており、筆者は労働分野の担当です。

さて、「労働」と聞くと、何だか古臭いイメージがあるかもしれませんが、いえいえ、今をときめく話題、新聞の紙面ににぎわす話題が盛りだくさんの、ナウでフレッシュなテーマです。

最近でいえば、派遣切り、ブラック企業…と並べますと、ちょっと暗い雰囲気になってしまいますが、フランスの長期バカンス、ボーナス増額、ワーク・ライフ・バランス、イクメンといった明るい話題も「労働」の守備範囲です。

こうしたテーマに関する調査依頼に対し、最適な資料を探し出し、必要に応じて報告書も作成して、ご依頼いただいた国会議員に提供するのが日々の仕事です。ときには議員に直接お会いし、資料の説明をすることもあります。

しかし、依頼の趣旨にぴったりの資料にすんなりたどり着くことはまれです。資料を求め、地上に地下に数階分にも伸びた広大な書庫内を上下左右に移動し、膨大な所蔵資料から最善のものを探します。ときにはインターネットの情報に潜り、必要な資料を探し出さなければ



なりません。日本語資料では足りず、辞書を片手に外国の政府や研究機関の資料を解読し、四苦八苦することも、よくある調査風景です。

こうして集めた資料の山から最適なものを選び出し、読み込み、わかりやすい文章・見やすい図表で、いわばオーダーメイドの調査報告書を作成します。資料の選択と調査報告書の執筆は、調査員の腕の見せどころ。回答までの期限が短い場合も多く、手に額に冷や汗をかきながら、課内で団結して回答作成にあたります。

なんとか回答をまとめ、「お役に立ってくるんだぞ」と念を込めながら、ご依頼いただいた議員のもとに資料を送り出します。こうして用意した資料が国会審議で使われたり、先方からお礼の言葉をいただいたりしたときは、わが子が手柄を立てたかのように感無量です。そんなときの一杯のお茶は格別。この格別感を得るため、日々、情報収集、自己研鑽に励んでいます。

(社会労働課 南米生まれの海女)

# 本屋に ない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。ここでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

## サークル誌の時代

労働者の文学運動1950-60年代福岡

2011年福岡市文学館企画展

福岡市文学館 編・刊

2011.11 96p 20×21cm

<請求記号 KG751-J41>

本書を手にとってタイトルを一瞥したとき、「炭鉱労働者たちは、過酷な生活の中にあっても文芸サークルを結成し、労働者としてみんなで一致団結して行動するとともに、豊かで生き生きとした人間的な文化活動を育てていたのです」といった、「いかにも」な内容を思い浮かべてしまったことを正直に白状しなければならない。一読して感じたのは、私のようにわかつたつもりになってしまっている者の態度を揺るがし、突き動かすことこそ、この本の意図するところの一つではないかということだ。

本書は福岡市文学館による同名の企画展の図録である。主に福岡県内のサークル誌を対象とし、「炭鉱」、「門鉄（門司鉄道管理局）」、「製鉄」に大きく区分したうえで（多くのサークル誌はこうした場から生まれてきたのだ）、各誌について、概要紹介に加えて掲載作品の一部とその批評も併載している。また、サークル交流誌として県内のみならず九州・山口全体を結び付ける役割を果たした『サークル村』とその中心人物（谷川雁、上野英信、森崎和江）にも相応の紙幅が割かれ、「ガリ版」や「三池闘争」といったキーワードをめぐるコラム、関係者の寄稿・インタビュー、各誌の表紙を並べた巻頭グラビア、巻末の詳細な地図・年表もそろい、充実した構成となっている。なお、掲載されているサークル誌のほとんどは、その性質上当館でも所蔵していない。

ただ、本書を際立たせているのは、その資料的価値だけではない。随所に露わになっているのは、先人の安易な顕彰や歴

史的事実の単なる発掘に留まることなく、サークル誌とその参加者たちが抱いていた課題を内在的に受け止め、批評しようとする執筆者・編者の問題意識である。確かに冒頭に述べたような側面もなかったわけではないが、文化活動が政治運動に従属してしまう局面や、サークル参加者が自らを「労働者」という類型的な位置付けに無批判に収めてしまう怠惰な姿勢も忌憚なく抉り出している。あるサークル誌に至っては、「ほとんど全てが燃えないボタのような作品」（p.26）とまで言い切られている（ボタとは採炭の際に発生する廢石のこと）。

だが、同時に見逃してはならないのは、そのような諸作品をも丁寧に読み込んだうえで、それらが生み出されるに至った契機にまで遡って考察しようとする、執筆者・編者の切実さである。決して現在の高みに安住して過去を批判するのではなく、そして冒頭のようなありがちな理解によって過去を消費するのでもなく、残された作品の可能性の中心を汲み取ろうとする困難な作業を遂行している。こうした姿勢こそ、本書を読むにあたって鑑とすべきものではないだろうか。

（調査及び立法考査局社会労働課 やすい かずのり  
安井 一徳）



## 風雪の百年

チッソ株式会社史

チッソ 刊

2011.9 656p 29cm

<請求記号 DH22-J1089>

本書は、チッソ株式会社の100年の歩みをまとめた社史である。野口遵が前身の曾木電気を創業した1906年から2006年までの歩みをまとめている。冒頭の辞として後藤舜吉代表取締役会長による「発刊にあたって」が掲げられ、全8章と結び、資料、年表(年表は2008年まで記述)により構成されている。編集に際しては(1)創業者伝にしない、(2)社の歴史を素直に受け止め、教訓を読み取る、(3)資料に基づいて客観的に記述するという方針がとられたという(参考:『日本経済新聞』2012年10月20日)。

全体としては、やはり戦前と戦後で二分される印象を受ける。前半の第1章から第3章にかけては、創業者たる野口遵の業績を中心として記述している。野口は曾木電気を創業後、1908年に日本カーバイド商会と合併して日本窒素肥料を設立した。野口の尽力の下で、日本窒素肥料は事業を拡大して日本を代表する化学工業会社へと成長し、朝鮮半島での広範な事業展開も可能となるほどの巨大グループへと至ったのである。特許取得やそれをめぐる紛争、敗戦に伴う撤収等に係る、野口を筆頭とする経営陣の様々な苦闘は、読み物としても興味深いものとなっている。後半の第4章から第8章では、1944年の野口の死後、すなわち戦後の事業展開につき整理しており、肥料・電気化学事業から石油化学・液晶・電子部品事業へと進出していった過程が綴られている。

ところで、企業としてのチッソを語る場合には、やはり水俣病問題を切り離すことはできない。「発刊にあたって」において後藤会長は、「水俣病の発生を防ぎ得ず、重大な結果を生じてしまったことは、云うまでもなく、最

大の痛恨事」であるとし、本書では水俣病の「大きな流れと、主要な事実のみにとどめ、それが、その時々々の経営にどのような影響を与えて来たかを記述すること」にしたと述べている。水俣病については、時系列に沿って第5章以降数か所に分けて30ページ強の分量で記述されており、1956年5月1日の水俣病患者公式発見から、国と県の行政責任が確定した2004年関西訴訟最高裁判決までの動向が整理されている。自社の社史においても、過去に引き起こした重大な公害問題と向き合い、それに係る記述を残したことになるが、その一方で当該記述については、加害企業として真摯に反省した様子がうかがえないとの批判も有識者からなされた(参考:『熊本日日新聞』2012年6月14日)。なお後藤会長は、「会社としては、別途、この問題〔筆者注:水俣病〕についての記録を著し、後に伝えたいと考えて」「(「発刊にあたって」) いるとも述べている。

(調査及び立法考査局国会レファレンス課

もろはし くにひこ  
諸橋 邦彦)



標題紙

※研究目的等で入手を希望する場合、チッソ株式会社広報室にご相談ください。電話 03(3243)6370

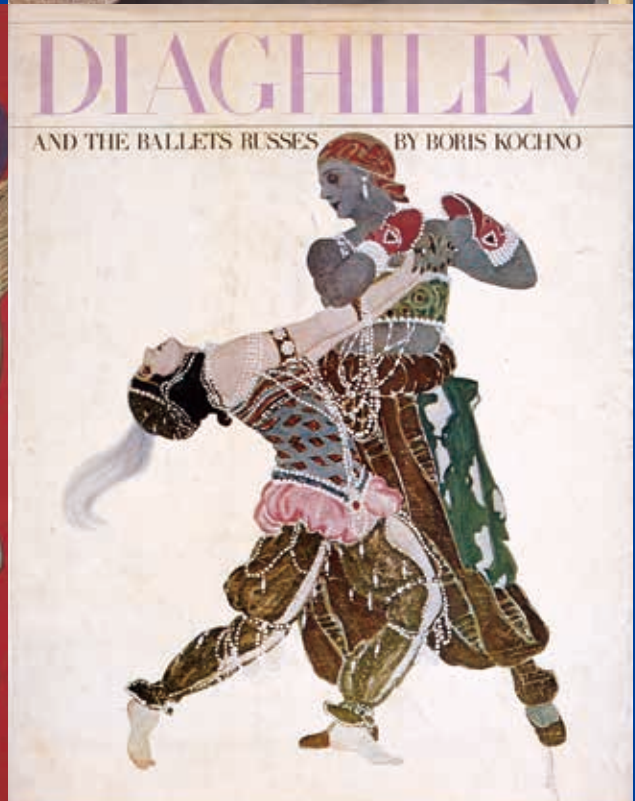


ようこそ、  
心躍るひとときへ

— 蘆原英了

コレクションの世界—

2. シャンソン



蘆原英了コレクション—それは国立国会図書館が誇るバレエやシャンソン、演劇、サーカス等に関する資料を集めた世界有数のコレクションです。蘆原コレクションの世界を紹介する3回シリーズの2回目。今回はシャンソンを日本で普及させることに尽力した蘆原の面影を、資料の中に見てまいりましょう。ようこそ、心躍るひとときへ—

## ■ 蘆原英了とシャンソン

蘆原英了コレクションのシャンソン関係の資料には、蘆原がフランス滞在時に買い求めたと思われる洋書のほか、レコードや楽譜、コンサートの公演プログラム、歌手のポスターやブロマイドなど多数の資料が残されています<sup>注1</sup>。

蘆原の著書『巴里のシャンソン』<sup>注2</sup>の「あとがき」によると、蘆原がシャンソンに興味を抱いたのは、昭和2～3（1927～1928）年頃だったようです。ちょうど、パリに滞在していた叔父藤田嗣治の影響で、フランス文化に心を惹かれ始めていた蘆原は、その頃入手したラケル・メレ<sup>注3</sup>やミスタンゲット<sup>注4</sup>らのレコードを聴いたことをきっかけに、シャンソンに対して「異常な興味」を示すようになったといます<sup>注5</sup>。昭和7（1932）年から翌年にかけてパリに渡り、本場のシャンソンに魅了された蘆原は、帰国後、日本蓄音器商会（後の日本コロムビア）が販売するシャンソンのレコードに解説を書く仕事を始めました。とくに昭和13（1938）年には、『シャンソン・ド・パリ（Chanson de Paris）』というアルバムを監修し、大きな反響を呼びました<sup>注6</sup>。このアルバムは、6枚1組に解説書が付いて、1セット11円で販売されました。これは、当時の小学校教員の初任給の5分の1ないし4分の1の価格に当たるもので<sup>注7</sup>、非常に高価なアルバムでしたが、予想を大きく上回り、1万セット以上も売れたといます<sup>注8</sup>。



『シャンソンの手帖』 蘆原英了 著 新宿書房 1985 <請求記号 KD841-291>  
\*人文総合情報室で開架もしています。

## ■ シャンソンとは何か？

ここまで、何気なく「シャンソン」という単語を用いてきましたが、そもそもシャンソンとは何でしょうか。蘆原は、シャンソンを説明する際、思想家であり、音楽家でもあったジャン・ジャック・ルソーの定義を好んで用いています。

- <sup>注1</sup> 国立国会図書館収集整理部編 『蘆原英了コレクション目録国立国会図書館所蔵』第1巻 洋書編 第2分冊（シャンソン・演劇・サーカス） 国立国会図書館 1983 <請求記号 KD1-47>にシャンソン関係の洋書が掲載されています。また、同第2巻には楽譜、第3巻にレコードがそれぞれ掲載されています。
- <sup>注2</sup> 蘆原英了 『巴里のシャンソン』 白水社 1956 国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2482215>（国立国会図書館／図書館送信参加館内公開）
- <sup>注3</sup> ラケル・メレ（Raquel Meller 1888-1962）はスペイン出身の女性歌手。第一次大戦後にパリでシャンソン歌手としてデビューし、1926年には映画『カルメン』で主演を務めました。
- <sup>注4</sup> ミスタンゲット（Mistinguett 1873-1956）はフランスのシャンソン歌手、女優。「レビューの女王」と評され、ムーラン・ルージュなどの舞台上で活躍しました。
- <sup>注5</sup> 前掲注2 p.400
- <sup>注6</sup> 同アルバムの解説書は、国立国会図書館デジタルコレクションに収録されています。 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1899511>（国立国会図書館／図書館送信参加館内公開）
- <sup>注7</sup> 森永卓郎監修 『物価の文化史事典 明治・大正・昭和・平成』 展望社 2008 <請求記号 D2-J74> p.398
- <sup>注8</sup> 上掲 『シャンソンの手帖』 pp.84～85

——シャンソンというのは、非常に短い抒情的な小さい詩の一種で、通常、気持のいい主題に関して歌ったものであり、その詩に対して次のような場合に歌うために節づけしたものである。即ち、うちつつろいだ時、もしその人がお金のある人だったら、テエブルのまわりに多くの友達や或いは情婦といっしょにいる時、或いはまた、たった一人である時、ちょっとした短い間の退屈をまぎらすために、もしその人が貧しい人であったら、みじめさや労働をやさしく慰めるために、歌う唄である<sup>注9</sup>。

蘆原は、シャンソンとは、堅苦しいものでなく、また、職業的声楽家ではなく一般大衆自身が歌い手になるところに特徴があるとも述べています。それゆえ、シャンソンの歌詞は単純で覚えやすく、それでいて「一篇のドラマ」になっていることが条件とされます。

蘆原が収集した洋書には興味深い資料がいくつも含まれています。例えば、19世紀末から20世紀にかけて活躍した歌手イヴェット・ギルベール (Yvette



*L'Art de chanter une chanson*  
Yvette Guilbert B. Grasset  
1928  
<請求記号 VA54-G13-3>

Guilbert 1865-1944) が著した *L'Art de chanter une chanson* (シャンソンの歌い方) という本では、歌手の表情や姿勢にまで説明が及んでいます。シャンソンを歌うためには、詩に託された豊か

な感情を、全身を使って表現することが求められているとわかります。

## ■ダミア来日公演



『ダミア愛唱歌集 A』  
The Yomiuri Shinbun 1953  
<請求記号 VA201-3729>

すでに昭和初期から、日本国内にもシャンソンのレコードが紹介されていましたが、本場フランスのシャンソン歌手の来日公演は、第二次世界大戦後になってからでした。日本に初めて来日したフランスのシャンソン歌手は、「暗い日曜日」などで知られる“シャンソンの女王”ダミア (Damia 1889-1978) でした<sup>注10</sup>。

ダミアの来日公演は、昭和28 (1953) 年、読売新聞社の招待により開催されました。蘆原は、解説者として、各地で行われた彼女の公演に随行しています。5月3日の日比谷公会堂を皮切りに、名古屋、京都、大阪、福岡、仙台でもリサイタルが催されました。ダミア初の独唱会となった日比谷公演では、2,700人のファンが集まり、なかには涙すら浮かべた聴衆もいたといえます。まだまだ海外の歌手の来日公演は珍しいものだったのです。

注9 前掲注2 『巴里のシャンソン』 pp.14~15

注10 藤田嗣治はダミアと交友があり、彼女のレコード・ジャケットに使われた肖像画も描いていました。「パリの藤田、新たな素顔——歌手ダミアの肖像画発見」『日本経済新聞』2011年11月8日 夕刊も参照。



## ■ シャンソンの 紹介者として

蘆原は、その後もシャンソンの普及に努めていきました。年譜によると、旺盛な執筆活動の傍らで、昭和28(1953)年にはシャンソン愛好会を発足させています<sup>注11</sup>。そこでは、フランスから最新



「来朝したシャンソン歌手によるシャンソン」1963  
〈請求記号 VA251-1386〉

LPレコードを購入し、蘆原独自の解説つきで紹介したといえます。昭和38(1963)年9月21日には、東京都立日比谷図書館講堂で定期的に行われていたレコードの演奏会「土曜コンサート」で「来朝したシャンソン歌手によるシャンソン」が催され、蘆原はそこでも解説を担当しています。同演



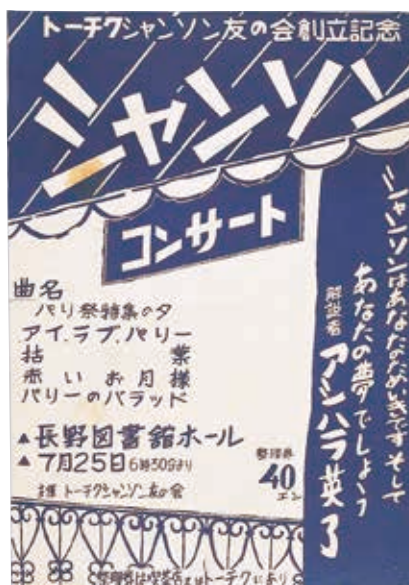
Hymne à l'amour (愛の讃歌) paroles de Edith Piaf, musique de Marguerite Monnot, 岩谷時子 訳詞  
Suissei-sha 1957 〈請求記号 VA132-H-59〉

奏会のプログラムによれば、ダミアの「暗い日曜日」のようなスタンダード・ナンバーに加え、人気歌手のイヴ・モンタンが歌う「さくらさくら」なども演奏されたようです。高度成長期に入り、巷ではロックやジャズのレコードなども流行しはじめていましたが、シャンソンの人気も衰えずに続いていました。

さらに蘆原は、昭和43(1968)年から昭和52(1977)年までの間、NHKラジオ「午後のシャンソン」に出演して、多くの楽曲・歌手を紹介していきました。蘆原がシャンソンの普及に果たした功績の大きさは計り知れません。

蘆原英了コレクションに残されたシャンソン関係資料は、戦後日本の復興のなかで、「シャンソンの紹介者」として、ヨーロッパの芸能文化を広めることに力を尽くした蘆原の面影を今日にまで伝えています。

(利用者サービス部人文課 ながお むねのり 長尾 宗典)



「トーチクシャンソン友の会創立記念  
シャンソンコンサート」 [19-]  
〈請求記号 VA331-30〉

注11 蘆原英了 『私の半自叙伝』 新宿書房 1983 p.288



## 法規の制定

【規則第6号】 国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則

【規則第7号】 国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

(いずれも平成25年12月18日制定)

視覚障害者等用データの視覚障害者等または図書館等への送信および学術文献録音テープ等の図書館等への貸出しのために必要な規定の整備を行った。あわせて、関西館図書館協力課において視覚障害者等用データの収集、送信等に関する事務を、関西館電子図書館課において当該事務に係る情報システムの開発に関する事務を行うこととした。これらの法規は、平成26年1月1日から施行された。

【規則第8号】 国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

(平成25年12月18日制定)

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則に基づく登録を受けた視覚障害者等に関し、一般利用者登録を受けたものとみなす特例を設けるとともに、東京本館および関西館における視覚障害者等のための資料等の閲覧手続を簡素化した。あわせて、視覚障害者等のための資料の取寄せおよび図書館間貸出しにより資料を借り受けた図書館等における視覚障害者等向けの複製のために所要の規定の整備を行った。平成26年1月1日から施行された。

【規則第9号】 国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則の一部を改正する規則

(平成25年12月27日制定)

絶版等資料（絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料）について、国立国会図書館がデジタル化した図書館資料を用いて、国立国会図書館中央館から支部図書館への送信を行うために必要な規定の整備を行った。平成26年1月21日から施行された。

【告示第2号】 複写料金に関する件の一部を改正する件

(平成25年12月27日制定)

複写料金等のコンビニエンスストアからの支払が可能となることに伴い、利用者がコンビニエンスストアでの複写料金等の授受に係る手数料を負担することとした。あわせて、所要の規定の整備を行った。平成26年1月7日から施行された。

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則ならびにこれらの法規による改正後の国立国会図書館資料利用規則（平成16年国立国会図書館規則第5号）、国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成12年国立国会図書館規則第4号）、国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則（昭和61年国立国会図書館規則第8号）および複写料金に関する件（昭和61年国立国会図書館告示第1号）は、国立国会図書館ホームページ（<http://www.ndl.go.jp/>）>国立国会図書館について>関係法規（<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws.html>）に掲載している。

### 国立情報学研究所(NII)、 科学技術振興機構(JST)、 国立国会図書館(NDL) の3機関長による会談



平成25年12月18日、東京本館において、喜連川優国立情報学研究所長（写真右）、中村道治科学技術振興機構理事長（写真左）、大滝則忠国立国会図書館長（写真中央）が会談した。この会談は、国の科学技術振興政策の下で「知識インフラ」構築に向けた3機関の協力・連携をより強化することを目的として行われ、「電子情報資源の収集・管理・保存」、「デジタル化及び電子情報資源の利活用」など5つの分野において協力・連携すること、特に「大震災情報の収集・組織化及びオープン化による利用拡大」、「電子情報の保存」、「情報のオープン化と相互利用性の確保」の3領域から重点的に連携することで合意した。また、今後も時宜に応じて3機関長会談を行うほか、「NII・JST・NDL連絡会議」を定期的に開催し、具体的なプロジェクトの選定や進捗管理等を行うこととした。

### 平成25年度 国立国会図書館長と 大学図書館長との 懇談会



平成25年11月29日、東京本館において標記の懇談会を実施した。これは、国立国会図書館が、国公立大学図書館協力委員会委員館の図書館長および関係機関の代表者を招いて毎年行っているものである。

今年は、当館から「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」の活動報告を行った後、同連絡会学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ座長の富田健市岡山大学附属図書館事務部長から「学位規則改正までの取組について」、引原隆士京都大学図書館機構長・附属図書館長から「京都大学における学位論文の公開状況」、また関西館電子図書館課から「国立国会図書館における博士論文の収集と利用」と題した報告があった。その後、学位論文の電子化などの状況に関する「台帳データベース」の概要と実現への課題、学位論文の公開に係る問題点、当館の学位論文のデジタル化の進捗、外国雑誌の価格高騰への対応策、当館におけるマンガ等の収集および利用提供の状況などについて質疑、意見交換が行われた。



## お知らせ

---

### ■ 消費税率の引上げに伴う 複写料金等の取扱いに ついて

平成26年4月1日から、消費税率（国・地方）が現行の5%から8%に引き上げられます。

これに伴い、複写料金等の消費税率も、製品の引き渡し日（後日郵送複写・遠隔複写の場合は当館発送日）が4月1日以降の分については8%となります。

### ■ 雑誌記事索引がOCLCを 通じて利用できるよ うになりました

平成25年12月5日から、世界最大の図書館サービス組織OCLC Online Computer Library Centerが維持管理する書誌データベースWorldCatを通じて、国立国会図書館が作成した雑誌記事索引のデータを検索できるようになりました。

提供開始時点のデータ数は、約1,000万件です。今後、データの週次更新を開始する予定です。

○WorldCat <http://www.worldcat.org/>

## お知らせ

### ■ 平成25年度の 利用者アンケートの 結果を公表しました

国立国会図書館では、利用者の多様なニーズを把握するため、来館利用者および遠隔利用者（来館せずに利用できる各種サービスの利用者）を対象として、毎年交互にアンケートを実施しています。

平成25年度は、来館利用者に対するアンケートを実施しました。東京本館、関西館および国際子ども図書館の来館利用者を対象としたアンケートに加え、東京本館の議会官庁資料室、科学技術・経済情報室の来室者を対象としたアンケートも実施しました。

実施期間、配布・回収数は下表のとおりです。アンケート結果の詳細は、ホームページで公表しています。アンケートにご協力くださった皆様に厚くお礼申し上げるとともに、この結果を当館の評価制度（活動実績評価）に活かし、サービスや業務を改善してまいります。

平成25年度来館利用者アンケート

実施場所	実施期間	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率	
東京本館	8/29～8/31 (3日間)	3,592	1,910	53%	
関西館	8/12～8/27 (13日間)	1,937	1,112	57%	
国際子ども図書館 (18歳以上)	7/27～8/9 (12日間)	2,400	1,302	54%	
国際子ども図書館 (18歳未満)		1,300	704	54%	
東京本館 専門室	議会官庁資料室	7/23～8/5 (12日間)	109	75	69%
	科学技術・経済 情報室		700	477	68%

○URL [http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/enquete2013\\_01.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/enquete2013_01.html)

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 国立国会図書館について  
> 利用者アンケート > 平成25年度来館利用者アンケート結果



## お知らせ

### ■ 新刊案内

#### 国立国会図書館の 編集・刊行物



レファレンス 756号 A4 101頁 月刊 1,050円 発売 日本図書館協会

平成26年の年頭に際して  
ヨーロッパの言語状況とその課題—日本の言語問題に示唆するもの—  
わが国における法教育の現状と当面する課題  
カナダの議会制度  
憲法第9条の交戦権否認規定と武力紛争当事国の第三国に対する措置



カレントアウェアネス 318号 A4 28頁 季刊 420円 発売 日本図書館協会

ポーランドとその過去—国民記憶院の活動—  
北朝鮮の図書館事情  
埼玉県高校図書館フェスティバルに取り組んだ3年間—職種を超えた連携とつ  
ながりの中で—  
<動向レビュー>  
米国公共図書館における選書（資料選択）方針の現在  
ホームレスを含むすべての人々の社会的包摂と公共図書館  
国境なき図書館と国際キャンペーン『緊急時の読書』  
MOOCの現状と図書館の役割

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 電話 03 (3523) 0812

## CONTENTS

- 02 <Book of the month - from NDL collections>  
A born settler: Mineichiro Adachi and Permanent Court of International Justice
- 04 Special feature: Interview with Mr. Takashi Atoda  
Turning point for books and reading: From the frontline of a library again  
2. Expecting a higher cultural level of the people
- 11 Focus: Linking the Diet with the people - Research and Legislative Reference Bureau
- 12 What is the Constitution?: Hearing from an NDL Senior Specialist
- 17 National political issues information at hand!: Publications of the Research and Legislative Reference Bureau
- 20 Diet information searchable on the web!
- 22 Search in the Parliamentary Documents and Official Publications Room
- 28 Welcome to an exciting time: World of Eiryo Ashihara Collection  
2. Chanson
- 25 <Tidbits of information on NDL>  
Finding out the best from a sea of information:  
custom-made research reports
- 26 <Books not commercially available>  
○ *Sākurushi no jidai : Rōdōsha no bungaku undō 1950-60nendai Fukuoka : 2011nen Fukuokashi bungakukan kikakuten*  
○ *Fūsetsu no hyakunen : Chisso kabushiki gaishashi*
- 32 <NDL News>  
○ Rules & regulations  
○ Meeting of the Director General of the National Institute of Informatics (NII), the President of the Japan Science and Technology Agency (JST) and the Librarian of the NDL  
○ FY2013 meeting between the Librarian of NDL and directors of university libraries
- 34 <Announcements>  
○ Change of copying charges with the increase in the consumption tax rate  
○ Japanese Periodicals Index now available through OCLC  
○ Results of the user questionnaire survey FY 2013 now open to the public  
○ Book notice - Publications from NDL

国立国会図書館月報

平成 26 年 2 月号 (No.635)

平成 26 年 2 月 20 日発行 定価 525 円  
(本体 500 円)

発行所 国立国会図書館  
編集責任者 田中久徳  
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1  
電話 03 (3581) 2331 (代表)  
FAX 03 (3597) 5617  
E-mail geppo@ndl.go.jp

発売 公益社団法人日本図書館協会  
〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14  
電話 03 (3523) 0812 (販売)  
FAX 03 (3523) 0842  
E-mail hanbai@jla.or.jp

印刷所 株式会社正文社印刷所

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。  
本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に当館総務部総務課にご連絡ください。  
本誌 517 号以降、PDF 版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 刊行物 > 国立国会図書館月報でご覧いただけます。



「模嶺花鳥畫譜 蠟梅・鸚鵡」  
模嶺画 明治16（1883）  
1枚 35.4×24.1cm  
（『あづまにしきゑ』＜請求記号 本別15-22＞所収）

## 国立国会図書館月報

平成26年2月20日発行（毎月1回20日発行）  
（2月号通巻635号）

発売：公益社団法人 日本図書館協会 定価525円（本体500円）